

《2026 年度サービス管理責任者等研修会 更新研修 開催要項》

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、支援のありかた等を振り返ること、グループワークを通じ自己検証をすることでサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の資質の向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

公益社団法人大分県社会福祉士会 （大分県指定研修事業者）

3. 研修日程・研修会場

研修期間は講義・演習 2 日間とする。

研修日程	演習（2 日間）	会場	開催方法
① 日程	2026 年 6 月 17 日（水） 6 月 18 日（木）	大分県労働福祉会館 ソレイユ 7 階カトレア 住所：大分市中央町 4 丁目 2 番 5 号	講義事前視聴・テスト 演習（2 日間） （集合研修）
② 日程	2026 年 7 月 9 日（木） 7 月 10 日（金）		

注) **研修過程で不正が確認できた場合は、直ちに受講を取り消します。また、研修終了後修了証を発行した後に不正を確認した場合は、修了証を無効とします。**

※開催日等については、受講決定通知書でお知らせしますのでご確認をお願いします。

※①②研修日程は同一の内容です。原則として受講日の選択はできませんので、ご了承ください。

※演習については、会場での開催（2 日間）となります。期日までに指定の講義視聴・テストを完了させておいてください。講義視聴・テストを完了していない場合は演習への参加ができません。詳細は受講決定通知にてお知らせいたします。

4. 対象者

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者とします。

（1）サービス管理責任者等**更新研修**を修了し、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において一定の実務経験（注 1）がある方の中で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の業務に従事する方（予定含む。）

（2）サービス管理責任者等**実践研修**を修了し、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において一定の実務経験（注 1）がある方の中で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の業務に従事する方（予定含む。）

※実践研修修了日から 5 年を経過する日の属する年度の末日までに更新研修を受講すること

（注 1）一定の実務経験（①又は②を満たす必要があります）

①過去 5 年間に通算 2 年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員としての実務経験がある。

②現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事している。

5. 研修内容

詳細は別紙研修カリキュラム参照

6. 受講定員

(1) 全 196 名 (1 回の研修あたり 98 名)

(2) 研修受講生の選定

定員を超える受講申込があった場合、関係機関と協議のうえ受講者の選考をおこないます。原則他県よりの申込みは受け付けません。なお、1 事業所あたりの受講申込に上限はありませんが、定員を超えた際は、受講できない場合があります。

(3) 受講者の決定

申込書の内容を確認の上、受講可否を決定し、法人代表あてに郵送にて通知します。通知発送は 4 月末を予定しています。受講可否について、電話による事前のお問い合わせはお受けいたしかねます。

7. 受講費

27,000 円

受講決定通知書の送付後に指定している口座へお振込みください。

※振込手数料は受講者様ご負担でお願いします。なお、受講決定通知とあわせて返金等についての詳細は改めてご案内をさせていただきます。

8. 申込み期間・申込み方法

●申込み期間

2026 年 3 月 30 日(月)10:00～ 4 月 17 日(金)16:00

①Web 申し込み → 4 月 17 日(金)16:00 まで

②必要書類郵送 (持参可) → 4 月 20 日(月)必着

※締切後の受付はできません。

※書類持参は、16:00 までをお願いいたします。

●申込み方法

大分県社会福祉士会ホームページより Web 申し込みを行ってください。

①Web 申し込み(必要事項入力) ②必要書類郵送 の 2 つが必要です

(Web 申込みの基本情報入力・送信後、完了の通知がメールにて届きます。通知が届かない場合はお申し込みができていない可能性がありますので、再度お申し込み手続きをおこなってください。)

※申込フォームに入力した氏名・生年月日が修了証に記載されますので、間違いがないように入力してください。なお、講義視聴で使用するシステムにログインするために、受講者 1 名ごとに別のメールアドレスが必要となります。法人より複数名お申し込みされる場合は、ご注意ください。

〈留意点〉

以下の書類を別途郵送してください。(持参可)

書類提出の締め切りは4月20日(月)必着とします。

必要書類

◎本研修前に更新研修修了の方(更新研修2回目以降受講の方は、(1)・(2)を提出してください

(1) 本研修前に受講したサービス管理責任者等研修会更新研修の修了証書の写し
(直近の修了証写し)

(2) 法人推薦書【様式1】

※令和元年度・令和2年度に更新研修(1回目)修了後、更新研修(2回目)未受講の方は、実践研修の対象となります。

◎実践研修修了後、更新研修1回目の方は(3)・(4)を提出してください

(3) サービス管理責任者等研修会実践研修の修了証書の写し

(4) 法人推薦書【様式1】

◎郵送先

〒870-0907 大分県大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2F
公益社団法人大分県社会福祉士会 事務局

9. 事前課題

演習で使用する事前課題があります。

事前課題に取り組めていない場合は受講できません。またその場合は、受講証は交付いたしません。

課題審査の結果、未記入のある場合や内容に不備がある場合等に再提出を求める場合もございます。再提出後の不備や提出期限までに課題の提出がないときは、受講を取り消す場合もございますのでご注意ください。

事前課題については、ホームページ上に掲載及び受講決定通知と一緒に手引きを郵送します。

10. 修了証

※カリキュラムをすべて修了したものは、修了証を交付します。

カリキュラム途中で受講できなくなった場合は未修了となり、修了証の発行はできません。なお、次年度以降で最初からやり直しとなります。

※研修全体で、20分以上の退席(遅刻、早退等)があった場合は、修了証は交付しません。

※著しく受講態度が悪い(私語、居眠り、携帯電話の利用等)、学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと判断された場合も修了となりません。

11. その他

- (1) 受講決定後の受講者の変更はできません。
なお、入金後の受講キャンセルや当日欠席された場合において費用の払い戻しはできませんので、ご了承ください。
- (2) 受講決定後に受講キャンセルが決まった場合は、必ず事務局までご連絡ください。
- (3) 受講決定通知の開催日を途中で変更することはできませんのでご了承ください。
- (4) 申請フォームにて入力等された個人情報については、本研修事業の実施業務及び修了者名簿の管理業務以外で利用することはありません。
- (5) 身体障がいがあるなどの理由により、座席の位置などに配慮が必要な方は、受講申し込み時にその旨の入力をお願いします。(申請フォームの備考欄へ)
- (6) 災害や新型コロナウイルス感染症等のため、主催者の判断により中止、延期等をおこなうことがあります。その際は、研修の前日までに大分県社会福祉士会のホームページに掲載します。個別の連絡はおこないませんので必ずホームページをご確認ください。

12. 問合せ

〈本研修の受講手続等に関すること〉

〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2 階
公益社団法人大分県社会福祉士会 事務局
(専用携帯：080-8565-6609 平日 10：00～16：00)

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の事業所指定の配置要件等、制度に関することは指定申請を行う大分県や大分市の障害福祉課へお問い合わせください。